

| 発言者 | 発言要旨 |
|----------------|--|
| 会 長 | <p>今回の議題である審議事項「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」に関し、事務局に説明を求める。</p> |
| 事 務 局 | <p>はじめに特定個人情報保護評価書について説明する。</p> <p>特定個人情報保護評価書は、特定個人情報を含むデータである特定個人情報ファイルを国の行政機関や地方公共団体等が保有する場合、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析してリスク軽減の適切な措置を講ずることを宣言するものである。</p> <p>本日の審議は、特定個人情報保護評価書「全項目評価書」の再実施についてである。</p> <p>本件は、特定個人情報保護評価の5年経過前の再実施に当たり、実施機関が行った保護評価について、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく意見聴取が、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第1項第1号における「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」に該当するため諮問されるものである。</p> <p>なお、業務の名称は、「住民基本台帳に関する事務」であり、その住民基本台帳に関する事務における実施機関が評価を行った「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の適合性・妥当性を審議いただくもので、まずは「特定個人情報保護評価の実施について」に関し、担当課よりご説明させていただく。</p> |
| 情報政策課 事 務 局 | <p>・番号制度における「特定個人情報保護評価の実施について」の概要を説明。</p> <p>審議する内容として、全項目評価書において評価の再実施を行う際は、個人情報保護委員会へ評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要があり、当審議会における点検がそれに該当する。</p> <p>この第三者点検の目的は、資料1の6ページにあるとおり、特定個人情報保護評価の「適合性」及び「妥当性」を客観的に担保することとされており、点検にあたっては、資料5の「特定個人情報保護評価における第三者点検チェック表」を使用し、担当課からの説明も踏まえて審議いただきたい。</p> |
| 情報政策課 | <p>「住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書」については、平成27年3月の公表から5年が経過し、番号法第28条及び「特定個人情報保護評価に関する規則」第15条などに基づき、評価の再実施を行うものである。</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>会 長 委 員 情報政策課</p> | <p>適合性の項目は6点あり、指針に定める実施手続等に適合した保護評価を実施しているかについて審議いただきたい。</p> <p>また、妥当性の観点の項目も6点あり、保護評価の内容が指針に定める保護評価の目的等に照らし、妥当と認められるかについて審議いただきたい。</p> <p>最初に適合性の1点目「しきい値判断に誤りはないか」においては、全項目評価の要件は、対象人数30万以上となっており、本市人口607,000人（令和2年1月1日現在）であり全項目評価となる。</p> <p>1点目について何か質問はあるか。 (なし)</p> <p>2点目「適切な実施主体が実施しているか」においては、地方公共団体の長である川口市長が実施している。</p> |
| <p>会 長 委 員 情報政策課</p> | <p>2点目について何か質問はあるか。 (なし)</p> <p>3点目「公表しない部分は適切な範囲か」においては、今回の評価書に非公開部分はない。</p> |
| <p>会 長 委 員 情報政策課</p> | <p>3点目について何か質問はあるか。 (なし)</p> <p>4点目「適切な時期に実施しているか」については、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に評価の再実施を行うことが努力義務とされており、前回の評価書の公表が平成27年3月17日であるため、適切な時期に実施を行っている。</p> |
| <p>会 長 委 員 情報政策課</p> | <p>4点目について何か質問はあるか。 (なし)</p> <p>5点目「適切な方法で広く住民等の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか」においては、パブリックコメントを31日間実施した。なお、意見等の提出は無かった。</p> |
| <p>会 長 委 員 情報政策課</p> | <p>5点目について何か質問はあるか。 (なし)</p> <p>6点目「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか」においては、事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載している。</p> |

| | |
|---|---|
| 会 委 会 情報政策課 会 委 員 情報政策課 | <p>6点目について何か質問はあるか。</p> <p>(なし)</p> <p>様式は定められていて、その全てを検討したという認識でよろしいか。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>他に質問はあるか。</p> <p>(なし)</p> <p>次からは妥当性についてとなるが、7点目の「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか」においては、公表済みの内容に変更はなく、事務担当課は市民課長であり、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる者となっている。</p> |
| 会 委 員 情報政策課 | <p>7点目について何か質問はあるか。</p> <p>(なし)</p> <p>8点目「特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。また、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか」においては、評価書P10からP13において、事務における特定個人情報の流れと特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容を具体的に記載している。</p> <p>市民課よりご説明させていただく。</p> |
| 市 民 課 会 委 員 情報政策課 会 委 員 情報政策課 | <p>・住民基本台帳に関する事務について、事務内容と特定個人情報の流れを説明。</p> <p>8点目について何か質問はあるか。</p> <p>資料3の10ページ、1-⑫について、住民票関係情報更新が共通基盤システムから団体内統合宛名システムへ送られ、その後、その同じ情報が中間サーバへ送信されるという認識でよいか。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>他に質問はあるか。</p> <p>(なし)</p> <p>9点目「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか」においては、事務の実態に基づきリスクの特定を行っている。</p> |
| 会 委 員 | <p>9点目について何か質問はあるか。</p> <p>評価書における選択肢の「十分である」と「特に力を入れている」の違いは何</p> |

| | |
|-------|--|
| 情報政策課 | か。 個人情報保護委員会の方針に基づき、記載例を参考にしている。 どちらも定められている規程に基づき運用を行っているものだが、特筆するものがないことから「十分である」としている。 |
| 会 長 | データが消去された後に、復元をされる可能性はあるのか。 |
| 情報政策課 | データに0や null を上書きするソフトを使用し、3回上書きをして廃棄を行っていることから、復元されないと考えている。 |
| 委 員 | 特定個人情報が格納されているシステムやデータを消去する場合、職員と業者のどちらが行っているのか。 |
| 情報政策課 | 職員が行っている。 |
| 会 長 | 他に質問はあるか。 |
| 委 員 | (なし) |
| 情報政策課 | 10点目「特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か」においては、目的外の入手が行われるリスクでは、「情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める」など、具体的に記載している。 |
| 会 長 | 10点目について何か質問はあるか。 |
| 委 員 | 特定個人情報の使用の記録において、記録を残すだけでなく、記録内容まで確認を行っているのか。 |
| 情報政策課 | 膨大な記録であり、定期的ではなく、何か事案が発生した際に確認をしている。 |
| 委 員 | 本人確認書類の提示を求める、とあるが、本人が来庁できない場合はどのように対応するのか。 |
| 市 民 課 | 本人が来庁できない場合、委任状を添付していただく。本人が委任状を書けない場合には、口頭で確認等をし、疑義がある場合には本人に電話にて確認をしている。マイナンバーが記載された書類を希望している場合、本人あてに郵送をし、代理人には窓口で渡していない。事情により郵送で対応できない場合には、厳重に封をするなど、状況に応じた対応をしている。 |
| 委 員 | これからの時代には、本人が来庁できないようなケースが増えてくるかと思う。後に残るような形で、本人確認等をお願いしたい。 |
| 会 長 | 代理人の本人確認は行っているのか。 |
| 市 民 課 | 委任状及び代理人の身分証を確認している。住民票は同一世帯であれば、取得 |

| | |
|-------|---|
| | <p>できるが、それ以外の第三者が来庁された場合は厳重に本人確認及び添付書類の確認を行っている。</p> |
| 会 長 | <p>代理人の本人確認書類は記録しているのか。</p> |
| 市 民 課 | <p>申請書、委任状及び添付書類は一つにまとめ、3年間保存している。</p> |
| 委 員 | <p>例えば住民票等マイナンバーの記載の有無を誤って発行してしまった場合、担当課で判明するのはいつか。</p> |
| 市 民 課 | <p>担当課で発行までに何重にも確認作業を行っている。また、マイナンバーが記載された書類を交付する場合は、用途を聞き取りし、マイナンバー記載の必要性を確認する。</p> |
| 会 長 | <p>他に質問はあるか。</p> |
| 委 員 | <p>(なし)</p> |
| 情報政策課 | <p>1 1点目「記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」においては、国の第三者機関である個人情報保護委員会より公表されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン行政機関等・地方公共団体等編」に則した対応を記載している。</p> |
| 会 長 | <p>1 1点目について何か質問はあるか。</p> |
| 委 員 | <p>生体認証は具体的にはどのような種類か。また、どのように運用しているのか。</p> |
| 情報政策課 | <p>静脈認証である。業務により、担当職員に権限を付与している。</p> |
| 会 長 | <p>他に質問はあるか。</p> |
| 委 員 | <p>(なし)</p> |
| 情報政策課 | <p>1 2点目「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」においては、評価書表紙のとおり、住民の信頼確保のため、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するため適切な措置を講じていることを宣言している。</p> |
| 会 長 | <p>何か質問はあるか。</p> |
| 委 員 | <p>(なし)</p> |
| 会 長 | <p>これまでの内容に対し、欠席した委員から何か意見はあったか。</p> |
| 事 務 局 | <p>欠席した委員から意見はなかった。</p> |
| 会 長 | <p>説明のあった審議事項について、全体として意見はあるか。</p> |
| 委 員 | <p>マイナンバーカードの普及率はどのくらいか。</p> |
| 市 民 課 | <p>平成31年1月1日の人口に対する交付率は、13.2%である。</p> |

| | | |
|-----------------------|-----------------------|---|
| 会 委 会 | 長 員 長 | 他に意見等あるか。 (なし) 他に意見がなければ、審議事項について、可否を採る。審議事項について承認 することでよいか。 |
| 委 会 | 員 長 | (異議なし) 当審議会としては、諮問された「特定個人情報保護評価書の第三者点検につい て」として住民基本台帳に関する事務における実施機関が評価を行った「特 定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の評価における適合性・妥当性を 第三者の立場で点検した結果、評価は適正であると認める。 また、この諮問に対する答申については、審議・検討すべきことは終了し、 答申の作成のためだけに、次回の審議会を開く必要性が低いことからこの場 で答申についても審議したいと考えるがいかがか。 |
| 委 会 | 員 長 | (異議なし) では、事務局で答申に関する資料の準備はあるか。 |
| 事 務 局 | 事 務 局 | たたき台として用意した資料を配布する。 (答申案を配付し、資料に基づき内容について説明する) |
| 会 委 事 務 局 | 長 員 事 務 局 | 何か意見はあるか。 答申案に付言を付けた理由は何か。 これまで「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」の答申には、同様 の付言を付している。今回の答申についても、付言を付すのかどうか、また付す のであれば、その内容についてご審議いただきたい。 |
| 委 会 | 員 長 | 時代の変化の流れにも対応していくよう、付言に付け加えてほしい。 |
| 委 会 | 員 長 | その他に意見はあるか。 (なし) |
| 委 会 | 員 長 | それでは答申案については、ただ今の意見を付した上で承認するということに 異議はないか。 |
| 委 会 | 員 長 | (なし) 答申については、事務局と会長、副会長で検討し案を取りまとめたうえで、各 委員に確認していただき、最終的に異議がなければ決定したいと思うがよろしい か。 |
| 委 会 | 員 長 | (異議なし) それでは、そのように決定させていただく。 |